

# 工事保証期間

※ 注意 下記○印項目の今回工事した箇所のみです。

	対象	工事区分	保証対象	期間	保証の対象となる現象例	適用の除外	備考	
長期保証	構造体	基礎	構造強度に影響を及ぼす変形・破損・亀裂など	10年	構造破損・不同沈下の著しいもの	表面凹凸仕上面の亀裂 材質的な収縮に起因し構造上特に支障のないもの	(基礎) 必要に応じて地盤調査を行い、その結果に基づき基礎補強または地盤改良等を要する場合はこれを行うものとする(有償)	
		○ 床			たわみ・不陸の著しいもの			
		軸組み			軸組み材の著しい構造破損・脱落・折れ			
		○ 壁(下地骨組み)			構造破損			
		屋根(下地及小屋根)			破損・折れ・脱落の著しいもの			
一般保証	防水	屋根及庇	雨漏り	5年	雨漏り及雨漏りによる室内仕上材の汚損	建物の使用に影響ない軽微な透水または屋外面の水溜り、表面仕上塗装、家具、調度品等の汚損	入居者の適切な維持管理を前提とする。	
		外壁・ベランダ・フックボックス						
	構造体以外の下地及仕上げ	屋根及庇	屋根葺材・水切り・雨押役物	5年	破損・めくれ・脱落	標準以上の積雪に起因するもの		
		○ 室内の床	下地材・仕上材及造作材		材質の変化、変形による割れ、そり、軋み、床鳴りの著しいもの	設計時に予想もしなかった重量物設置に起因するもの及過度の暖房によるもの		
		外壁			下地のそり、狂い、仕上げ材の剥離、変形、割れ、垂れ下がり等の著しいもの	構造上、機能上影響のない亀裂及過度の暖房によるもの		
		○ 内壁						
		軒天井						
		○ 室内天井						
		室内階段						
		樋	樋及金物		脱落・破損・垂れ下がり	標準以上の積雪、凍結、枯葉等の詰まりに起因するもの		
		○ 内装	建材・クロス等仕上材		剥離・変形・そり・割れ・垂れ下がり等の著しいもの	構造上、機能上影響のない亀裂及過度の暖房によるもの		
		内装付属	アクセント・ブラインド・カーテン		1年	反り、取付不調、作動不良、変形、割れ、垂れ下がり等の著しいもの		作業に影響しない反り、木材の軽微なひび割れ及過度の暖房によるもの、暴風雨、豪雨などによる建具の一時的な雨水の浸入
		外部建具	建具及付属部品					
		○ 内部建具						
		左官・タイル	壁・天井・床の仕上げ		2年	剥離、変形、反り、割れ、垂れ下がり等の著しいもの		
	○ 外部塗装	塗装面及吹付け仕上面	1年	剥離、白華、亀裂の著しいもの	歩行部分の汚れによる変色			
			2年					
	○ 内部塗装							
	○ 便所・洗面・台所・浴室	漏水	2年	壁よりの漏水及漏水による室内仕上げ面の汚損	家具、調度品の汚損	浴室入口建具含む		
	設備機器	○ 電灯線・動力線・テレビ線・電話配管	配線、配管及付属器具、分電盤	5年	故障、破損、取り付けのゆるみ、支持不良	電球、電池、バッテリーなどの消耗品		
○ スイッチ・コンセント・インターホン		器具及付属器具	1年					
○ 防災・防犯設備								
○ 給排水設備・厨房設備		給配水管及衛生陶器・ユニットバス・厨房セット・便槽	2年	異物の詰まり、凍結による破損、バッテリー等の消耗品				
○ 給湯・冷暖房・ソーラー設備		水洗器具、シャワー器具	1年					
○ ガス設備		配管及付属器具	2年	ガス栓・ガス器具		1年	ガス配管はガス供給者の規定による、他はメーカー基準による	
			1年					
○ アクセサリー商品	仕上げ及取付	1年		入居者の適切な維持管理を前提とする				
雑工事	外部：濡れ縁・パーゴラ・バルコニー・フックボックス・肘掛すりすり・野外階段等	仕上げ及取付	2年	材質の変化、変形による割れ、そり、ゆるみの著しいもの				
	○ 内部：造り付け戸棚・収納家具							
虫害	シロアリ	防蟻・防虫処理の範囲	5年	カブト(白アリ、ヤマト白アリ)の発生による被害、損傷	白アリ以外の虫害、虫の発生	カブトについては土壌処理を行ったものを対象にする		
その他	防露	床・壁・天井裏の断熱材及防露工事を行った部分	2年	水蒸気の発生がない暖房器具の通常の使用による結露水の滴り	地域特性、立地条件、換気不足、水蒸気を大量に発生させるような住まい方によるもの、サッシ・ガラス、便所、洗面所、浴室等の結露			
		外構工事	テラス・門扉・フェンス・カーポート・郵便ポスト・インターホン・門灯・シャッター	1年	故障、破損、取り付けのゆるみ、支持不良、変形の著しいもの			
犬走り・ポーチ・土間コンクリート・ブロック塀	変形等の著しいもの		著しい沈下、亀裂及凹凸の剥離					

※本保証書における『著しい』とは、本来持つべき機能を有しない場合、または、通常修理が必要と思われる程度を言う。